

## 伊江村移住定住促進住宅入居者募集要項

伊江村では、下記のとおり移住定住促進住宅への入居を募集します。

入居を希望される方は、入居資格を確認の上、申込書類を伊江村役場 企画課 へ提出して下さい。

### 記

1. 移住定住促進住宅の所在地 沖縄県国頭郡伊江村字東江前 772 番地（位置図）
2. 募集戸数 12 戸
3. 構造及び規模 鉄筋コンクリート造 2 階建 共同住宅  
1 戸の延床面積 43.94 m<sup>2</sup>(約 13 坪)
4. 部屋の間取り 2LDK 別紙(平面図、参考写真)

### 5. 入居資格

申込者本人及び、申込者と現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む)であり、下記の条件を全て満たす者

- (1)村外から村内に定住するために住宅を必要とするもので、住民基本台帳法に基づく住所を入居決定後、本村に移すことが確実であること
- (2)5年以上の期間、村内に定住する見込みのある者
- (3)申込み時に世帯主の年齢が満 50 歳未満の者で、原則中学生以下の子供を扶養する者であること。
- (4)期限付き移住定住促進住宅であることを理解し、賛同する者
- (5)地域づくりの担い手となる者あるいは地域の活性化に寄与する者
- (6)住宅の所在地の行政区(阿良区)に加入し、各行事へ積極的に協力をする者
- (7)入居の申込時において住所を有する市町村の税等の滞納がないこと
- (8)申込者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員、又は企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について(平成 19 年 6 月 19 日申合せ)にて規定のある暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(反社会的勢力)ではないこと。

### 6. 入居の申込期間及び場所

- (1)申込期間 令和6年1月 19 日(金) ~ 令和 6 年3月 8 日(金) ※当日消印有効
- (2)申込場所 〒905-0592  
沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38 番地  
伊江村役場企画課
- (3)申込方法 所定の申込用紙  
(伊江村役場 企画課 に備え付け若しくは伊江村役場ホームページよりダウンロード可)を記入の上、必要書類を添付し、郵送にて申し込みください。

・家賃等 家賃 25,000 円/月(1年目) 35,000 円/月(2年目以降)  
敷金 50,000 円(家賃の2月分)

※敷金は、退去時に還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額とする。

※次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- ・電気・水道・ガス等の公共料金
- ・汚物及びゴミの処理に要する費用
- ・給水施設及び汚水施設処理の使用又は維持管理に要する費用
- ・退去前に経年劣化以外の現状回復の修繕に要する費用

※別途、区費、共益費等の負担があります。

8. 契約期間 5 年間

9. 賃貸条件 伊江村移住定住促進住宅条例及び同条例施行規則による

10. 入居者の選考方法 入居者選考委員会選考による  
※申込状況によっては、オンライン面接を行うこともあります。

11. 入居の時期 選考委員会の決定後、伊江村長が定める入居日までに入居を行う。  
※今回の入居開始は、令和 6 年 5 月のゴールデンウィーク明けを予定

12. その他

- ・入居日については、伊江村長(伊江村役場企画課)と調整の上決定し、通知する。
- ・入居者は地域行事等に積極的に参加すること
- ・入居決定者は、入居決定の通知があった日から14日以内に伊江村移住定住促進住宅条例第 11 条に定める手続き(連帯保証人の連署する契約書の提出等)が必要。
- ・入居後は、入居者同士で住宅施設の共通の利益を図るため必要な費用(共益費)を入居者から集め、運用について相談しながら対処すること。
- ・駐車場は、原則 1 世帯に 1 台の利用とし、公道の路駐は禁止とする。
- ・移住定住促進住宅施設内では、ペット(犬・猫・鳥等動物)の飼育は禁止とする。
- ・転勤者、公務員の入居は対象外とする。

<問い合わせ先>

伊江村役場企画課(移住定住担当)

TEL:0980-49-5812

お問い合わせフォーム(Google form 利用)

